

福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

令和3年3月

福島県教育庁

目 次

1	計画策定の趣旨	2 p
2	基本目標	2 p
3	対象施設	3 p
	(1) 施設分類及び施設名	
	(2) 施設の現況	
4	計画期間	4 p
5	対策の優先順位の考え方	4 p
6	対策内容と実施時期	6 p
7	計画期間内の経費の見込み(年次計画)	7 p
8	個別施設計画(施設毎)	
	(1) 教育センター	8 p
	(2) 図書館	9 p
	(3) 博物館	10 p
	(4) 美術館	11 p
	(5) 文化財センター白河館	12 p
	(6) 郡山自然の家	13 p
	(7) 会津自然の家	14 p
	(8) いわき海浜自然の家	15 p
	(9) 教職員公舎(継続)	16 p
	(10) 教職員公舎(廃止)	34 p
	(11) 埋蔵文化財調査作業地	85 p
	(12) 旧出土文化財保存処理施設	86 p
	(13) 磐梯青年の家第二体育館	87 p

1 計画策定の趣旨

平成 29 年 3 月に策定した福島県公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、教育庁が所管する建物施設（学校施設除く）について、個別施設計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 基本目標

①供給目標

（建物保有総量の縮小）

今後の少子化に伴う人口減少を踏まえ、県有建物の需要と供給のバランスを考慮しながら、建物の複合化・統合化を積極的に行うとともに、行政に対するニーズの変化に柔軟に対応できる建物づくりを目指し、可能な限り建物の保有総量の縮小化を図ります。

②財務目標

（建物の長寿命化）

今後県税収入などの自主財源の大幅な増加が見込めない中で、限られた予算内での維持管理を効率的に行っていくため、予防保全を前提とした計画保全により建物の長期使用を行い、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

（維持管理経費の縮減）

建物のライフサイクルコストにおいて大きなウエイトを占める維持管理経費を縮減するため、光熱水費の縮減を図るとともに、適切な維持管理に努め、太陽光発電や省エネルギー等の新技術の積極的導入を図ります。

③品質目標

（建物性能の向上）

省エネルギー機器や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するとともに、耐震性能やバリアフリー化等の建物性能の向上を図り、県民にとって安全で快適性に優れ、良質な行政サービスを効率的に提供できる建物づくりを目指します。

3 対象施設

計画の対象施設は、教育庁が所管する学校以外の施設とします。

学校施設に関しては別途長寿命化計画を策定します。

(1) 施設分類及び施設名

施設分類（小分類）	施設名
教育センター	教育センター
図書館	図書館
博物館	博物館 美術館 文化財センター白河館
自然の家	郡山自然の家 会津自然の家 いわき海浜自然の家
教職員公舎（継続）	教職員住宅（18件）
教職員公舎（廃止）	校長公舎（48件）、教職員住宅（3件）
その他公用施設	埋蔵文化財調査作業地
用途廃止施設	旧出土文化財保存処理施設
その他普通財産	磐梯青年の家第二体育館

(2) 施設の現況

施設の保有量は、令和2年度末現在で80施設、延べ床面積93,429㎡となっており、施設分類では博物館施設がその28.15%を占めています。

また、昭和45年度から昭和60年度に建設された建物が多いため、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

表1 施設の保有状況

施設分類（小分類）	延べ床面積	保有割合
教育センター	10,615㎡	11.36%
図書館	9,157㎡	9.80%
博物館	26,301㎡	28.15%
自然の家	16,354㎡	17.51%
教職員公舎（継続）	19,966㎡	21.37%
教職員公舎（廃止）	8,138㎡	8.71%
その他公用施設	712㎡	0.76%
用途廃止施設	1,853㎡	1.98%
その他普通財産	333㎡	0.36%
合計	93,429㎡	100.00%

4 計画期間

計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

5 対策の優先順位の考え方

各施設について、緊急修繕が必要となる部位及び積み残し分（適正な保全時期に行うべき改修の未実施分のうち、改修が必要なもの）を最優先に対策を実施します。また、各点検（表2）により建物の状態を確認し、施設の将来の方向性に基づいて、それぞれの実情に応じた対策を行っていきますが、表3に示す(1)～(7)の施設については、一般の方の利用頻度が高いことから、優先的な対策を行うこととします。

表2 点検等の種類

点検等	内 容
日常点検	日常的に行う点検
法定点検	建築基準法第12条に基づく定期点検 各法令で点検が義務付けられている設備等の点検
劣化度調査	福島県県有建物長寿命化指針に基づく県有施設劣化度点検チェックシートによる点検

表3 施設分類ごとの対策の考え方

施設分類（小分類）	対策の考え方
(1) 教育センター (2) 図書館 (3) 博物館 (4) 自然の家 (5) 教職員公舎（継続） (6) その他公用施設 (7) その他普通財産	施設利用者の安全確保を第一とし、危険箇所の修繕等を行います。 施設の必要性、重要性、老朽化等を総合的に勘案し、対策と優先順位について検討します。
(8) 教職員公舎（廃止） (9) 用途廃止施設	施設利用が少ないことから、建物及び敷地の有効活用について検討します。 有効活用の見込みがない場合には、土地の処分に向け建物を解体するなどの条件整備を進めます。

6 対策内容と実施時期

福島県県有建物長寿命化指針及び県有建物長寿命化計画書作成マニュアルに基づき建物構造別に目標使用年数を設定し、適正な時期に各対策を行います。

また、福島県県有建築物の耐震改修計画及び福島県県有建築物の非構造部材減災化計画に基づき、建物の耐震化及び非構造部材減災化を必要に応じて対策を講じていきます。

建物構造		目標使用年数
非木造	鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨造	70年
木造		50年

(1) 大規模改修工事

建築から目標使用年数までの中間時期に行います。

(2) 部分修繕

建物や設備に不具合が生じた場合には、その都度に修繕を行う必要がありますが、多くの設備機器の耐用年数が15年から20年程度であるため、計画においては、計画的に設備更新や部品交換などの部分的な修繕を行うものとします。

また、大規模改修工事にて行う項目の中で部位別の耐用年数が建築から目標使用年数までの中間時期以前の場合には、適宜、計画的に部分的な修繕を行うものとします。

(3) 建替工事

将来的に施設を継続する場合、目標使用年数が経過する前に建物の劣化度状況を確認の上、建替を検討します。建替の際は基本的に規模を縮小し、他の施設との統合についても検討します。

(4) 解体工事

用途を廃止し有効活用の見込みがない建物については、土地の処分に向け建物を解体するなどの条件整備を進めます。

7 計画期間内の経費の見込み（年次計画）

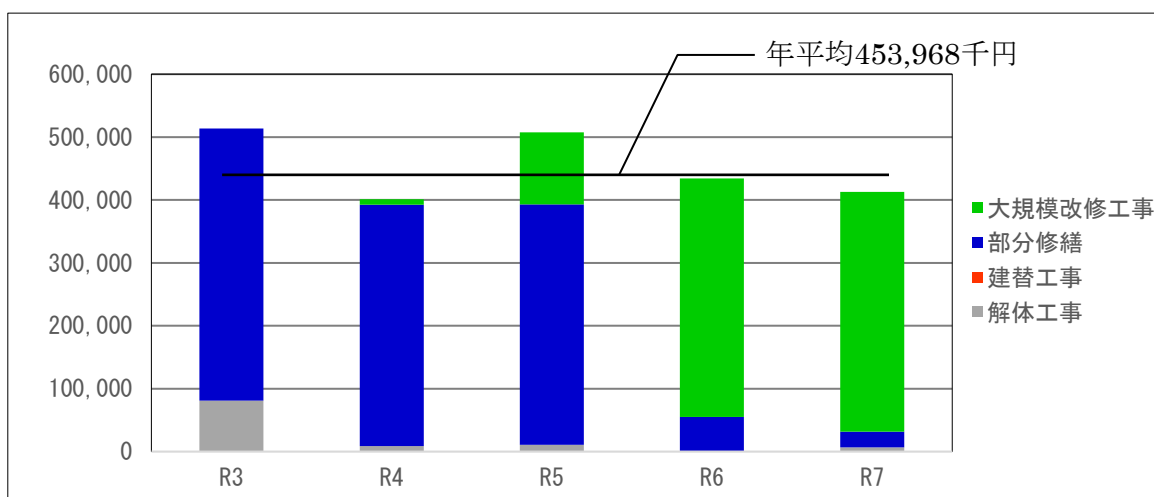
計画期間内の経費の見込みは表4のとおりです。経費が集中する期間については、財政負担の軽減・平準化を図るものとします。

表4 計画期間内の経費の見込み（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修工事	0	8,662	114,805	379,312	380,842
部分修繕	432,705	383,866	382,103	54,305	25,029
建替工事	0	0	0	0	0
解体工事	81,162	8,868	10,661	777	6,742

	計画期間（R3～R7）
合計	2,269,839千円
年平均額 （R3～R7）	453,968千円/年

図 計画期間内の経費の見込み



※現時点での計画の概算値です。